

【実際に鳥栖市消費生活センターへ情報提供のあったハガキ(1月～2月)】

### 消費料金確認通知

平成31年 管理番号 (フ) 第 631号

この度ご通知致しましたのは貴方が以前契約会社及び運営会社、もしくは有料コンテンツ等から契約不履行による民事訴訟として訴状が提出された事をご通知致します。

裁判の取り下げご相談に関しましては当センター担当職員にて受け賜ります。個人情報保護法としてご本人様からのご連絡をして頂きます様お願い申し上げます。

尚、ご連絡無き場合、管轄裁判所から口頭弁論呼出状、送達後に出廷となり執行官立会いのもと、あなたの給料及び不動産物産の差押さえ執行の対象となる事例がございますので早急に御連絡下さい。

※ 昨今、個人情報悪用被害等が、多く見受けられます。万が一身に覚えが無い場合でもご連絡をお願い致します。

受付時間 9:00～18:00 (土・日・祭日を除く)

03-5877-2161

〒167-0021 東京都杉並区井草4-12-2

消費者相談事務局

・「訴訟」、「差押え」など不安をおおる言葉が使われている。  
・「身に覚えがない場合でもご連絡をお願いします」と書かれている。

### 特定消費料金未納に関する 訴訟最終告知のお知らせ

訴訟番号 (シ)573

この度、御通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を御通知致します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、御連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差押えを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾して戴く様お願い致します。裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成31年1月29日

地方裁判所管理局

お問合せ窓口 03-4574-5565

東京都千代田区霞が関1-1-3 受付時間 9:00～19:00

「消費者相談事務局」、「地方裁判所管理局」など公的機関に似ている差出人による架空請求が急増中。

このようなハガキが届いたというご相談が多く寄せられています。ハガキに載っている電話番号には電話をせずに、消費生活センターへ相談してください。



(消費者庁イラスト集より)

## 鳥栖市消費生活センター

住所：鳥栖市宿町 1118 番地 鳥栖市役所 1階 市民協働推進課内

電話：0942-85-3800

相談時間：月～金曜日 午前9時～午後4時 (祝日・年末年始除く)

# 不審なハガキに注意！

「消費者相談事務局」や「地方裁判所」をかたまった

## 相談事例

先ほど、『特定消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ』と書かれたハガキが届いた。（表面「ハガキの例参照」）

身に覚えがないが、連絡がない場合は、財産を差し押さえると書いてあり心配だ。

裁判所からのハガキのようだが、連絡した方がいいだろうか。

（60歳代 女性）



（消費者庁イラスト集より）

## 解説

不審なハガキが送られてきたという相談が鳥栖市をはじめ全国の消費生活センターへ寄せられています。

ハガキには、「財産の差し押さえを強制的に執行する」などと不安をあおり、本人からの連絡を求める内容が書かれています。

連絡先の電話番号に電話したところ、弁護士を名乗る人から「訴訟の取り下げ料が必要」などと言われ、コンビニで「プリペイドカード」を買ってくるよう金銭を要求されるような架空請求の被害も起きています。

ハガキの裏面に情報を保護するシールが貼りつけてあったという事例や、封書で送られてきたという事例もあります。

不安に感じたら、一人で悩まずに、消費生活センターにご相談ください。



（消費者庁イラスト集より）

## トラブル防止のポイント

- ハガキに記載された連絡先には連絡しないようにしましょう。
- まずは、ご家族や消費生活センターにご相談ください。

**鳥栖市消費生活センター**（鳥栖市役所 市民協働推進課内）

電話：0942-85-3800

相談時間：月～金曜日 午前9時～午後4時（祝日・年末年始除く）

～不審なハガキや封書が届いたときは、消費生活センターへ情報提供のご協力をお願いします～